

平成22年12月までに施行される内容

過剰なクレジットの利用による 消費者被害の防止のため、支払可能見込額の 調査が義務付けられます。

個別クレジット 包括クレジット

- 法律に基づいて「個人信用情報機関※」が指定されます。
- クレジットの審査(クレジットカードの新規発行、極度額の増額を含む)に際して「指定信用情報機関」を利用した「クレジット情報の調査」が義務付けられます。
- クレジットの利用にあたって、クレジット会社による「収入」「クレジット利用実績」等に応じた支払可能見込額の調査が実施され、審査の厳格化がなされます。

※利用者の住所、生年月日、クレジットの利用履歴などが登録されている情報機関で、クレジット会社は、その情報を利用して審査しています。
※高額な商品等にクレジットのご利用が制限される場合があります。

行き過ぎたクレジットの
利用がないように、
審査のルールを決めるのね。

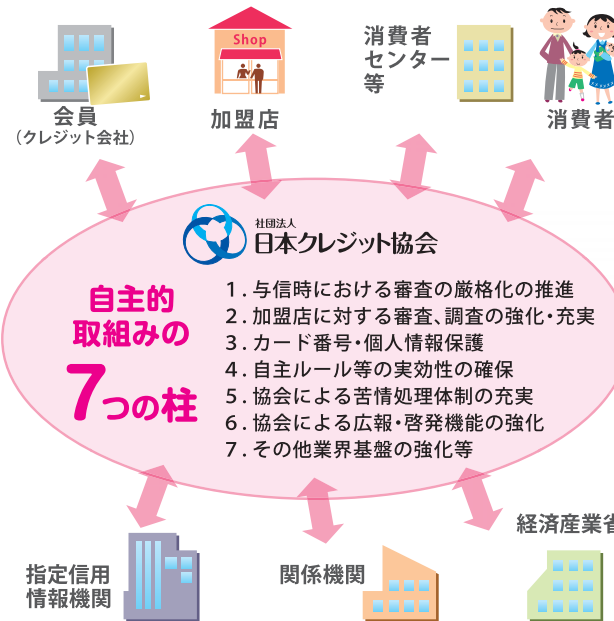


社団法人 日本クレジット協会 とは？

クレジットの業界の統一団体として、クレジット関連企業・
団体、約1100により構成されております。

業界の自主的なルールを決めるとともに、これが守られてい
るかチェックをし、法律に基づく認定団体としてその役割を
果たしています。

（ 会員であるクレジット会社、
経済産業省をはじめ、関係先と連携します。 ）



〔認定割賦販売協会の業務〕

改正割賦販売法35条の18(認定割賦販売協会)に基づき、

- 業界の自主規制ルールを定めます。
- 自主規制ルールが実効されるよう、会員に遵守状況の調査・指導をします。
- 利用者の利益保護のために、加盟店に関する情報を登録し、共同して利用する制度(加盟店情報交換制度)の運営をします。
- 利用者の相談・苦情の対応を行い、広報・啓発活動を強化します。

改正された法律の遵守と業界の自主的な取組みを推進することにより、消費者の皆様にとって、より安全・安心で、
利便性の高いクレジットをご利用いただけるよう邁進いたします。

協会の概要や会員一覧は、当協会のホームページ(<http://www.j-credit.or.jp/>)をご覧ください。

◎消費者の皆様からの相談・苦情を受け付け、会員会社と相互に連携して対応します。

クレジットに関する
相談はこちら

消費者相談室 Tel. 03-5645-3361

[受付時間] 10:00~12:00 / 13:00~16:00 月曜日~金曜日(ただし、祝日および年末年始を除く)

個人情報に関する相談はこちら

個人情報保護推進センター Tel. 03-5645-3360

[受付時間] 10:00~12:00 / 13:00~16:00 月曜日~金曜日(ただし、祝日および年末年始を除く)

クレジットを
ご利用の皆様へ

平成21年12月1日、
より安心・安全なクレジットのご利用をいただくために、

「改正割賦販売法」が (平成20年6月改正) 施行されました。

割賦販売法は、後払いで商品の購入やサービスの提供を受ける契約に関する
ルールを定めた法律です。今回の改正では、訪問販売等でのクレジットについての
規制や、クレジットカード番号等の安全管理措置が強化されるなど、より一層
消費者の利益を保護する内容が盛り込まれました。

クレジット取引(信用購入あっせん)の図

下の図は、一般的なクレジット「信用購入あっせん」の
しくみを示しています。

「信用購入あっせん」のうち、クレジットカードを用いるものを
「包括クレジット」、カードを用いず、商品等を購入するたびに
クレジット会社の審査を受けて利用するものを「個別クレ
ジット」といいます。



平成21年12月1日施行の主な改正内容

- ボーナス一括払いなど「2ヶ月」を超える支払いも「信用購入あっせん」として法律の適用を受けることになりました。(翌月1回払いは適用外です。)
- 訪問販売等での個別クレジットの契約にあたって、クレジット会社が加盟店の勧誘行為を確認することになりました。
- 訪問販売等での個別クレジットの契約の取消などが、一定の条件のもと、できるようになりました。
- クレジットカード番号等の不正利用などの行為が罰則の対象となりました。
- すべてのクレジット会社に行政への登録が必要になりました。
- 法律の規制と両輪で、クレジット業界の自主的取組みが推進されます。

平成22年12月までに施行の主な改正内容

- クレジット会社は、法律に基づく指定信用情報機関の情報等を活用し、利用者等の支払可能見込額(「収入」「クレジット債務」等から算定)を調査することが義務付けられます。

社団法人
日本クレジット協会

利用者の皆様にとって、ますます安心・安全で利便性のあるクレジットの利用が可能に



悪質な勧誘は許さないぞ!

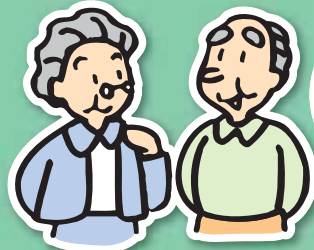
訪問販売などでクレジットを利用するときに、クレジット会社が販売店(加盟店)の勧誘方法などの確認をさせていただきます。

個別クレジット

クレジット会社は、訪問販売などの加盟店に対して、①加盟店契約時、②クレジット申込み時、③消費者からの苦情受付時に、それぞれ勧誘方法などの調査をすることになりました。

クレジットお申込みの確認

- クレジット契約のお申込みの際、利用者には、加盟店の勧誘方法などを確認するための書面をお渡しします。
- この勧誘方法などの確認のための書面とクレジット契約の申込書控えは大切に保管してください。後日、クレジット会社からの確認の際に必要となります。



私達も勧誘を受けた時の説明や内容を確認する必要がありますね!

契約者としてもしっかりチェック!

勧誘方法等確認のお願い(イメージ)

●契約内容の確認

- 申込書に記載のないサービスや約束はありませんか。
- 商品・サービスの内容、効果・効能はカタログ、パンフレット等に記載とおりの説明でしたか。
- 効果や効能等について、断定的、確実であるような説明を受けていませんか。

●法律で定める禁止行為の有無の確認

- 勧誘時にうそをつかれませんでしたか。
- 不利な事実について説明をしてくれないということはありませんか。
- おどされたり・困り惑わされたり、販売店等から出て行きたいのに妨害されたり、または家から出て行ってくれないということはありませんか。等々



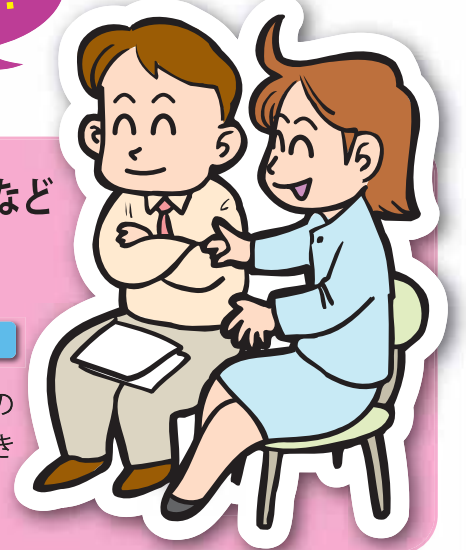
クレジットを利用した買い物が、もっと安全・安心になるね!

従来の分割払い、リボルビング払いに加えて、ボーナス一括払いなども法律の規制対象となり、消費者の利益を保護するための規定が適用されることになりました。

個別クレジット

包括クレジット

- ボーナス一括払いや2回払いも割賦販売法の規制対象となり、例えば、消費者の利益を保護するため、販売店(加盟店)と利用者との間でトラブルが発生したときに、支払停止の申立てを行えるようになりました。

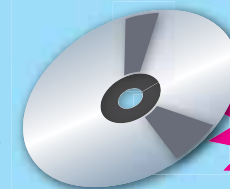


クレジットカード番号などの情報の不正提供・不正利用は、刑事罰の対象となります。

包括クレジット

- クレジットカード番号等の不正提供・不正利用を防止するため、そうした行為をした者などは刑事罰の対象となります。
- また、クレジット会社だけでなく、加盟店やその委託先などにおいてクレジットカード番号などの情報を利用している事業者に対して、安全管理措置が義務付けられます。

法定刑は3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。



カード番号を盗んだり、不正に提供したりすると罰せられます!

販売店(加盟店)の悪質な勧誘行為の防止をするため、加盟店に関する情報をクレジット会社間で情報交換することになりました。

個別クレジット

包括クレジット

- 悪質な勧誘行為を防止し、利用者の皆様の利益を保護するため、加盟店に関する苦情調査を行った結果などの情報をクレジット会社間で共有して情報交換します。

- 日本クレジット協会では、割賦販売法が改正施行された12月1日から、法律に基づく加盟店の情報交換制度を運営しています。



悪質な勧誘行為を見逃さないために、加盟店に関する情報をクレジット会社間で情報交換!

訪問販売等でのクレジットでは、一定の条件により、クレジット契約のお申込みの撤回や契約の取り消しができるようになりました。

個別クレジット

- 日常生活で通常必要とされる量を著しく超える契約の申込をした場合には、一定の条件により撤回できます。(訪問販売の場合)
- 「うそ」の説明をされたことでクレジット契約をした場合には、一定の条件により取り消せます。また、クレジット契約にクーリングオフ制度が導入されました。(訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供等、特定商取引法に定められた取引)

当協会は、経済産業大臣から認定され、その業務を行っています。→ 詳しくは次のページへ
なお、割賦販売法を所管する経済産業省の消費者向けのホームページ (<http://www.no-trouble.jp/#1245744394941>) に、さらに詳しい説明が掲載されています。